

落書き問題と地域社会の対応

—地域空間の管理をめぐって—

The Graffiti Problem and Local Community Responses :
Management of Local Space

武田 尚子*

Naoko TAKEDA*

要約：市街地の落書きについて、近年、これまでにない対応がみられるようになった。例えば、県レベルで、落書きを禁止する条例が制定されるようになった。また、街路全体をカバーする防犯・監視カメラが設置されるようになった。本稿では、岡山県岡山市、栃木県大田原市、東京都新宿区の3つの事例を取りあげ、地域共同管理論の視点から、各事例の特徴を考察した。地域共同管理論で、管理の主体として着目されているのは町内会・自治会である。しかし、調査した事例では落書き問題に対して、行政や当該町内会・自治会の対応には限界があり、近接する地域の住民のネットワークや労働組合が地域共同管理に関与していた。このような当該町内会・自治会所属とは異なる人々が地域共同管理に参加することが地元のメディアの関心をよんだ。そして、地元メディアによって報道されたことが、結果的には落書きに対する抑止力につながっている。本稿では、落書きというリスクに対して、町内会・自治会以外にどのような人々がどのような過程を経て、共同管理の担い手として参加し、複合的な地域共同管理の態勢を構成しているかを明らかにした。

1. 関心の所在

現代の都市で、人々が対応に苦慮している問題のひとつに、市街地の落書きがある。市や特別区のレベルでは、落書き行為を禁止する条例は、これまであった¹⁾。条例の中では、落書き行為の禁止は空き缶・吸い殻のポイ捨て、放置自転車の問題とともに、生活環境整備の施策の一環として位置づけられてきた。罰則規定が設けられている場合もある²⁾。

* 武藏大学専任講師

市・特別区レベルの条例に加えて、近年、県レベルでも落書きに関連する条例制定の動きがみられるようになった。奈良県では、2001年7月から、「落書きのない美しい奈良をつくる条例」(奈良県条例第6号)が施行された。都道府県条例で、落書きに焦点をしぼったものとしては全国初である。また、岡山県では、2002年4月から「岡山県快適な環境の確保に関する条例」(岡山県条例第74号)が施行された。この条例には、落書き行為の禁止が含まれ、罰則規定も設けられている³⁾。落書き関連の条例制定の動きをみると、落書きへの対応について、より広範囲の人をまきこんで、議論がなされるようになってきている。

その一方で、条例制定とは異なる、落書きへの対応方法もみられるようになった。その一つが、商店会などによる、街路への防犯・監視カメラ設置の動きである。例えば、東京の新宿駅東口の新宿中央通発展会では、2001年11月から19台の防犯・監視カメラが稼働している。2002年4月には、この防犯・監視カメラの映像を証拠品に、警察に被害届が提出された。新宿駅東口のカメラ設置の動きはマスメディアでも報道され、落書きや犯罪に抑止力があるということで、商店会関係者の視察コースに組み込まれるようになった。

落書きという行為自体は、いつの時代にもみられるものである。しかし、上記のように、近年の落書きへの対応には、これまでにない新たな動きをみることができる。現在の段階で、新たな動きを生じさせた社会的背景について、考察を深めておくことには意義があるであろう。

ところで市街地の落書きは、放置されていることもあれば、器物損壊として、警察に被害届・告訴状が提出され、犯罪とみなされる場合もある。つまり、落書きという行為や、書かれた落書きそのものに対して、多様な解釈が存在する。どのような状況においてどのような解釈が採用されるのかということ自体が、社会的に興味深い問題である。

外国の事例を含めると、落書きについて、支配的な文化に対する、対抗文化の一つの表れであるとみる解釈がある。「グラffitiが都市下層の黒

人とラティーノを中心のもの」、「60年代対抗文化の延長上」にあるとして〔酒井 2002：67〕、被抑圧者層の表現の可能性を見出そうとする解釈や、ニューヨークのブロンクスをグラffiti・アートの聖地とみなし〔能勢 2000：10〕、ヒップホップ・カルチャーの代表的な表現形態として位置づける解釈などがそれである。

「落書きする側」をこのようにとらえる解釈の可能性については否定しないが、本稿で考察したいのは、「落書きをされた側」の解釈である。本稿では、「落書き」を、「道路、公園、広場、建造物の外壁など、公共性の高い場所に、塗料等で描かれた文字や図形的なもの、およびそれを描く行為」と定義する⁴⁾。また、それが「落書きをされた側」の個人的な対応にとどまることなく、一定の集団の対応、つまり社会的対応が引き起こされた状況を「落書き問題」とよぶこととする。「落書き」は、空間に、具体的に刻印される。刻印された空間は、むやみに広がっているわけではない。ある一定の地理的範囲にとどまっている。つまり、「落書き問題」を地域の問題としてとらえることができる。本稿の目的は、落書き問題を通して、地域社会に暮らす「落書きをされた側」の解釈について考察することである。

2. 分析の視角と方法

（1）分析の視角

地域社会を、地域管理からとらえる視点がある。中田実によれば、「地域社会とは、人びとの生産と生活にかかわる、さまざまな範域（領域）と程度における地域共同管理組織」〔中田 1993：38〕である。落書き問題を通して地域共同管理の在り方について考察してみたい。

地域空間の共同管理にあたる地域組織として、中田が重視しているのは、町内会・自治会である。この場合、町内会・自治会は、時代や全体社会の変化にともなって、動態的に機能を変化させうるものとしてとらえられている。しかし、複雑化する現代社会において、地域社会が直面する問

題やリスクは多様化している。中田も、現代の地域生活において、「私の所有になじまない生活諸条件（大気・日射・静謐）やく共同社会的消費手段への依存は維持ないし発展している」とも述べている〔中田 1993：38-39〕。大気汚染のように広域にわたって発生し、因果関係の特定が困難な複雑なリスクもある。現実には、町内会・自治会だけを管理の主体ととらえるのではなく、それぞれのイッシャーに応じて、多様な組織やネットワークを含んで、複合的な地域共同管理の態勢がつくられていると思われる。リスクやイッシャーの特徴と、複合的に構成されている地域共同管理の態勢について本稿では考察してみたい。

落書きというリスクの特徴は、建物や埠など具体的な建造物に落書きされてしまうことによって、落書きされた側も限定されてしまうことである。落書きされた建物や土地の所有者は、消去など後始末の責任を求められることがある。落書きされた個人は、自己責任で発生した出来事ではないし、補修および次のリスクに備える費用が必要となるため、行政に対応を求めることがある。また当該地域の町内会・自治会が対応すべきであると、みなされることもある。つまり、ある程度広範囲にわたって落書きされた場合、個人的対応にまかせられているのか、町内会・自治会が対応すべきなのか、行政の対応が求められているのか、管理の主体があいまいになりがちである。本稿では、落書きというリスクに直面したときに、町内会・自治会以外に地域共同管理の担い手として、どのような人々がどのような過程で登場するに到ったのか、具体的な事例を通して考察することとする。

(2) 調査方法

本稿では、落書き問題について、3つの事例を取り上げる。第1の事例は、岡山県で2002年4月から施行された「岡山県快適な環境の確保に関する条例」の制定と岡山市「落書き調査隊」の2002年3月から8月までの活動である。第2の事例は、1997年2月に行われた栃木県大田原市の「らく

がきイレイザー・ボランティア」の活動である。第3の事例は、2001年11月に東京都新宿区（新宿駅東口）の新宿中央通発展会がとった街路への防犯・監視カメラ導入である。この3つの事例は、いずれも新聞・テレビなど地元の複数のマスメディアで取り上げられ、社会的影響力をもった。また第1の事例は、地方都市の中心市街地、第2の事例は、地方都市の郊外市街地、第3の事例は、首都・副都心の中心市街地である。対応方法の相違について考察するため、異なる性格の市街地の事例を選択した。

第1の事例では、岡山県生活環境部環境政策課職員、「落書き調査隊」隊長、第2の事例では、大田原市役所都市整備課職員、東芝労働組合那須支部の当時の執行委員長、東芝労働組合出身の市議会議員、第3の事例では、新宿中央通発展会会長に、聴き取り調査を行った。

3. 岡山県条例制定の背景

条例は、首長提案によって制定された。2001年3月に岡山県環境審議会に諮問され、12月に県議会で可決、2002年4月から施行された。この「岡山県快適な環境の確保に関する条例」（岡山県条例第74号）には、落書き禁止のほか空き缶等の投棄、自動車放置、光害など生活環境に関する規定が定められている。落書きと光害については罰則が設けられている。この2点について罰則規定を設けることが条例制定のねらいであった。都道府県レベルの条例では全国初の試みである。

落書き禁止の規定が設けられた背景は次のようである。2000年の県議会で、自民党の30代若手のK議員が、落書きに関する質問を行った。岡山市内の中心市街地繁華街で目立っていた落書きへの対策を質問したものであった。このK議員は、のちに「落書き調査隊」の一員にもなり、ボランティアな調査・消去活動を積極的に行っている。質問に対して、県の環境政策課の見解は、落書きは社会問題であって、環境問題ではない、というものであった。しかし、翌年2001年に県でも生活環境への取り組みが強化

されることになった。落書きについて生活環境の範疇で対応することについて、県庁内で徐々に合意が形成され、諮詢に盛りこまれるにいたった。

落書きに関して、罰則をともなった規定が定められた背景には、知事の強い意向があった。現知事は2期めで、岡山県を環境先進県にすることが公約のひとつであった。また、2005年度に岡山県で国体開催が予定されている。県内の施設整備・環境美化を強化する施策は、県庁内の合意を得やすい状況にあった。

落書きを生活環境の範疇でとらえる合意が形成されるのにともなって、落書き関連の事業が実施されるようになった。そのひとつに、「落書き被害状況（ハザード）マップ」作成事業がある。これは落書きの実態を把握し、防止対策を講じるための基礎データを作る目的で行われた。県内3都市の中心市街地（岡山市・倉敷市・津山市）を調査範囲とし、2002年2月・3月に落書き箇所が地図上にマーキングされた。これは、緊急地域雇用創出事業の一つでもあった。調査の結果、倉敷市、津山市では、落書きは多くなかった。集中していたのは、岡山市中心部のアーケード街・繁華街の裏通りであった。

2002年度には、条例を実効化するために、6つの事業に予算が措置された。その一つである監視体制整備事業は、落書き防止活動推進員を266名委嘱し、落書き状況の把握や、落書き行為を発見した場合に速やかに警察に通報する態勢を組んだものである。また、消去活動を行った団体には消耗品に補助金が交付される。以上のように、知事の強い意向を推進力として、岡山県は落書き問題に対して徐々に積極的な姿勢をとるようになってきたといえる。

しかし、ハザードマップ作成によって、より明らかになったことは、落書き問題が県内全域にわたる問題なのではなく、岡山市中心部に限定された問題である、ということである。事業に関わる経費負担を県民に求めるべきであるかどうかについては、議論の余地があると思われる。この問題の議論される場が、岡山市ではなくて、岡山県であったことについて、知

事の強い意向という政治的要因が強かったことは否めない。

2002年4月から条例が施行されたにもかかわらず、落書きは条例施行後のほうが増えた⁵⁾。条例が落書き行為を挑発する負の効果をもったとも解釈できる。罰則規定を定めた条例制定だけでは解決策にはならないことを示している。

4. 岡山市「落書き調査隊」の活動

条例が制定される以前にも、岡山市内では、複数の団体によるボランタリーな落書き消去活動はあった⁶⁾。ただし、連携がとれた活動ではなかつた。「落書き調査隊」は、落書き問題に关心をもった有志の集まりである。会則や会員の規定があるわけではないので、実態としては、落書きに関心をもった人々のネットワークである。核になる人物は、隊長と称されている。隊長のEさんは、30代で、岡山市中心部で経営コンサルタント事務所を経営している。ネットワークの核であるもう一人の人物は、2000年に落書き問題を県議会で質問したK議員である。K議員も岡山市中心部に居住していることから、近年Eさんと面識をもった。この1~2年の間に落書きが急増し、2001年後半から深刻化しているとの共通認識があったことから、中心部の実態について正確な状況を把握する必要を感じた。これが、「落書き調査隊」という名称で、ボランタリーな活動を開始することになった経緯である。これまでに行った主な活動は、2002年3月の落書き実態調査（参加者15人）、4月の「落書きの実態と対策を考える会」の開催、5月の中心部42ヶ所の落書き消去活動（参加者100人前後）、8月の中心部落書き消去活動（参加者150人前後）などである。

3月の落書き実態調査は、市内中心部の約43haの現況について、地図にマーキングした。この調査の時期は、県がハザードマップを作成した時期と一致する。調査地域の約半分にあたる21ha分のエリアについて比較してみると、県のハザードマップのマーキングは29ヶ所である。しかし、同

じ範囲内で調査隊のマーキングは 161 ケ所であった。落書きとみなす判断基準が異なると思われるが、住民が把握・認識した生活空間の現況のほうが、より危機感があり、より切実である。この調査は条例制定と連動したものではなく、オリジナルでボランタリーな活動として行われた。

調査の結果をふまえ、落書き調査隊は落書きが集中していた通称「オランダ通り」42 ケ所（商店外壁、駐車場）の消去活動を 5 月に行った。オランダ通りは、表町商店街連盟という商店会に所属している。町内会としては、表町 1 丁目町内会の範域である。E さん・K さんは、近隣の町内会に所属しているが、当該町内会の構成員ではない。当該商店会・町内会も含めて、ボランティアを広く募集して、100 人前後によって消去活動が実施された。しかし、当該商店会からの参加者は少なかった。薬品・上塗り塗料などにかかった必要経費は、落書き調査隊メンバーの個人負担であった。

消去活動を行うためには、落書きされている建造物の所有者、立ちに入る土地の所有者に承諾を得なければならない。商店の壁面に落書きされている場合には、テナントの賃貸者とビル所有者の両者の承諾が必要である。消去予定箇所には 13 の駐車場が含まれていた。ほとんどの駐車場はコの字型により多く 3 つの建造物に落書きされており、それらの所有者の承諾を得た後も、次のような手続きが必要になる。駐車場の土地所有者の承諾、駐車場管理会社の承諾、駐車場利用者の把握と当日の車輻移動についての承諾を得ることなどである⁷。土地が転売され、テナント賃貸者が、ビルの所有者・土地の所有者の連絡先を正確に把握していない例も複数あった。42 ケ所の関係者の承諾を得るための連絡には 2 週間以上を要した。このような煩雑な段取り作業を経験し、E さんは、土地・建物の権利関係が複雑な都市中心市街地において、ボランタリーな落書き消去活動を実施するのは、容易な作業ではないと言う。

この事例の場合、土地・建物などの所有者たちが落書き消去の意欲を失っている状況が、ある範域に集中して発生していたわけである。落書きが連続する景観をみて、危機感をおぼえ、管理にのりだしたのは、当該地

域の町内会・商店会の構成員ではない人々であった。近隣の町内会に所属する人々が、自分が所属する町内会の範囲をこえて、落書きされた空間の共同管理に関わっていったことになる。

落書き問題の特徴は、消去活動として実際の管理に関わる際に、その土地への立ち入り・建造物に改変を加えることに対する、所有者の承諾が必要になり、その調整に煩雑な手間がかかることがある。その調整に投入される資源（人的資源・経済的資源・時間的資源）の確保は、見過ごせない問題である。ボランタリーな気持ちだけでは処理しきれない調整作業の繁雑さが実際にはある。複雑化・多面化する現代都市の生活環境整備のためには、市民のボランタリーな活動は、現実問題として必要である。今後の行政の課題のひとつとして、このような私的所有権との調整の簡略化を支援するためのシステム作りが必要である。

落書き調査隊は、このような調整作業に加えて、ボランティア動員のための広報活動、地域の諸団体への協力の依頼、当日の実務作業などをこなした。消去活動には当該校区のPTAの協力もあり、子供たちの参加が多かった。「消去活動後、自分たちが塗り直した後に落書きがされていないか、何度も見に行く」という子どもたちのことばや、参加した大人の発言を聞いて、落書き調査隊のメンバーは、次のような認識を持つようになったと言う⁸⁾。「身体を動かし汗を流した経験は、実際に街を作っていく感覚を得ることができる。上塗り塗料を用いて自分たちの印を空間に刻印したことが、子どもたちにも大人にも、街への関心を喚起し、愛着をもたせることになる。落書きは、街に対して今までそのような関心を払っていないかったことを、逆に照射している。消去活動で得た印象は、子どもたちの心の中で10年、20年、消えないのではないか。このような体験をもつことが、街づくりの原点である。当初は思いもしなかったことだが、落書き調査隊は、落書き問題を通じて街づくりを行っていると、誇りを持って認識するようになった。」このように、共同管理の手法を手探りで模索していく過程そのものが、企画者や参加者の、地域へのアイデンティティを強めて

いくことにつながっている。消去活動は、地元のマスメディアでも大きく取り上げられた。その後、消去活動を行った箇所に落書きはされていない。多くのボランティアたちが消去活動を行う風景が報道されたことが抑止力として効いているのだろうと Eさんはいう。

このようなボランタリーな落書き消去活動に取り組む人々のネットワークに関連するあるひとつの背景についてもふれておきたい。Eさん、Kさんは、1955年に岡山県・広島県を中心に起きた「森永ヒ素ミルク中毒事件」救済運動の中核であった人々の家族や親族である。EさんがKさんと面識をもったのは、成人後であり、救済運動関係者のネットワークに媒介されたわけではない。しかし、落書き消去活動の煩雑な調整作業を忍耐づよくこなしていく姿勢や、その活動の意味をさらに広い社会的視野からとらえていく発想は、身近に社会運動の進め方を見聞きして成長した経験と、無縁のものではないであろう。過去の社会的活動の経験やネットワークは、地域社会の潜在的資源であると考えられる。社会的な活動に取り組む姿勢がエースとして次世代に継承されている場合もある。地域に蓄積されているこのような潜在的資源に着目することの重要性、このような資源を有機的に関連させることの重要性を、この事例から読みとることができる。

5. 大田原市「らくがきイレイザーボランティア」活動の背景

1997年2月23日に栃木県大田原市の野崎公園で、約600人のボランティアを集めて、落書き消去活動が行われた。このときのボランティア募集の名称が、「らくがきイレイザー・ボランティア」である。この消去活動以後、大田原市内で目立った落書きはなかったので、単発の活動ということになった。野崎公園は、市有地であり、市の管理下にある。大田原市の中心からはずれた、郊外の市街地にあり、隣接して野崎工業団地がある。

野崎公園に広範囲にわたって落書きされたのは、前年96年の12月で

あった。市は翌日、警察に被害届を出した。補修費の見積りは二百数十万円であった。これまでの落書きで補修にかかった費用は1件につき数十万円程度であり、これまでと規模が違った。担当の都市整備課を中心に市役所内で対応を協議し、最終的には市長の判断に委ねられることになった。市長は税金の無駄遣いはできない、市民にモラルを問う負の遺産にする、との理由で、落書きを消去しない方針をかためた。マスメディアで報道される前には、市役所内でも話題になることがほとんどなかった。当該地域の野崎自治会の主催によって消去のボランティアを募ることも検討されたが、結果的には「自治会員に落書きを消すボランティア活動の呼びかけを諦めざるを得なかった」（「野崎公園の落書き問題について」野崎自治会）。野崎自治会は、1月に口頭、2月には文書によって、市が消去・補修を行うよう、要望を出した。

落書きを残すという市長のユニークな方針が1月末に新聞・テレビなど複数のマスメディアで報道された。これを機に、落書き問題や方針の是非が市内で話題となった。市内・市外からボランティア・資材の提供の申し出が寄せられた。しかし、消去しないという方針であるということで、市はこれらの個人的な申し出を断っていた。

隣接する野崎工業団地に工場を設置している東芝、富士通、大日本塗料の3つの労働組合が、組合主催でボランティアを募り、消去活動を行いたいという意向を打診してきた。この段階で、市はこの要望を受け入れ、組合が主催すること、「市は一切関わらない」というスタンスを保つことを条件に、市の管理下にある野崎公園の落書き消去活動を許可した。東芝労働組合那須支部、富士通労働組合小山支部那須分会、大日本塗料労働組合東部支部が連合で主催し、大田原市内の39団体に協力をよびかけ、「らくがきイレイザー・ボランティア」を募ったところ、消去活動日に約600人も集まった。市は、ボランティア募集、消去に関わる活動には関与しておらず、経費負担もしていない。落書き消去活動後の3月に、少年2人が落書きしたことを自供した。少年2人は報道によって、大規模な落書き消去活

動が行われていたことを知っていた。

このように、大田原市の事例は、市も、自治会も、管理を放棄したに等しいとみなされる状況が生じた。そのため管理をめぐって、議論が起き、錯綜した状況になったのである。

この状況に決着をつけたのは、市でも、自治会でもなく、地元の労働組合であった。核となったのは、東芝労働組合那須支部である。野崎工業団地は1979年に工場移転が開始され、現在は18の事業所が工場を設置している。東芝那須工場は、移転工場第1号である。川崎市溝の口にあった東芝玉川工場がそのまま移転した。そのため、従業員のほとんどは大田原市出身者ではない。工業団地に工場が移転してくる以前に、大田原市には大工場はなかった。東芝那須工場の場合、移転地の住民との融合を促進するため、住居は市内・近隣町村に分散して配置する対策をとっており、社宅を特定の地域に集中させることはしていない。移転工場という経緯もあって、「らくがきイレイザー・ボランティア」募集活動以前に、東芝労働組合として、地域の諸団体と連携した経験は、ほとんどなかった。地域の39団体に協力を呼びかけたのは、はじめてのことだった。

市は個人的なボランティアの活動を拒み、混乱した状況が生じていたのであったが、労働組合が状況を開拓する役割を担ったことには次のような背景がある。東芝那須工場労働組合は、組合出身者を市議会議員として、市政に送り出している。工場移転の翌年から議員として当選させ、政治面における回路を確保してきた。企業が行う、典型的な地域政治対策をとっていたわけである。富士通の場合は小山工場が主力で、那須工場は分工場的扱いなので、このような政治的対策はっていない。また、大日本塗料も工場規模が小さいので、このような政治面での回路は確保していない。

市長方針をめぐって、混乱していた状況が生じ、収拾の役割を果たす存在が必要であった。市政との回路を確保していた東芝労働組合に政治的働きかけがあり、どの立場からも、共同管理的対応をとったという合意を得やすい役割を演出することを担うことになった。税金を無駄遣いすること

なく多数の落書き消去ボランティアを動員した、望ましい決着のつけかたの背景には、企業と市政という地域政治的要因が機能していたのである。

このように岡山県の事例、大田原市の事例では、行政の対応にも、当該町内会・自治会・商店会の対応にも限界があった。このときに地域共同管理の担い手として関わったのは、近隣の地域に形成されていた、落書き問題に関心を持つ人々のネットワークであったり、労働組合という組織であった。行政や、直接の当該地域集団所属ではない人たちが、落書きが拡大するリスクを感じ、共同管理の担い手として登場したことが、マスメディアの関心をひきつけた。そして地元のマスメディアで報道されることによって、議論が活発化し、ボランティアの動員力を高めることにつながった。このように、当該地域集団所属ではない人々の登場とマスメディアの報道効果が連動して、結果的には落書き行為への抑止力となった。

この2つの事例は地方都市の例である。地方都市の場合、日常の生活圏はある程度限定されている。地域のメディアによる報道が浸透する範囲と落書きする可能性のある者の生活圏の範囲が一致し、抑止力として効果を発揮することにつながっていると考えられる。

大都市繁華街の場合は、「落書きする側」は、地理的に広い範囲に散在していることが推測され、地方都市のように、地域のメディアの報道効果を期待できない。地方都市とは異なる状況にある大都市の場合の対応を次に検討することにする。

6. 新宿中央通発展会の防犯・監視カメラ導入

新宿中央通発展会は、新宿駅東口にある、新宿3丁目の商店会の一つである。新宿3丁目には新宿東口商店街振興組合があり、ここには4つの商店会が所属している。中央通りは280mの通りである。この両側の商店100軒余が、中央通発展会の会員である。居住人口は少ないので、町内会・自治会は組織されていない。街路灯、点灯時間、道路の敷石のデザインな

どは、すべて商店会が管理している。中央通りで管轄している街路灯は、片側 15 本、両側あわせて 30 本である。2001 年 11 月から、街路灯 19 本に 19 台の防犯・監視カメラが設置された。設置のきっかけとなったのは、落書き問題であった。

2001 年 1 月 2 日夜間に、中央通りの広範囲にわたって落書きされた。通常は夜中も人通りが絶えない通りであるが、正月 3 ケ日は、休業の商店が多く、1 年のうちで夜間の人通りが最も少なくなる時期である。通りに面して防犯カメラを設置していた商店だけが、落書きの被害にあわなかつた。

商店会で対策を協議したが、防犯カメラの威力を実感したこともあり、カメラ導入はさしたる反対もなく決定し、すぐに納入業者の選定に入った。中央通りは、窃盗事件発生件数も年数回で、落書きもほとんどなく、安全な通りだという自負が商店主たちにはあった。安全を脅かされるという危機感が、カメラ導入の背景にあった。カメラ設置費用は 1,050 万円（5 年間リース）、ランニングコストは月 20 万円である。商店会は会費（月額 4 千円～18 万円：平均 7 千円）で運営されており、月間収入約 90 万円、年間収入約 1,000 万円である。落書き消去に費やす労力を考えると、設置費用、ランニングコストが高いという批判は出ない。

中央通りは区道である。カメラを街路灯に設置するため、当初、街路灯間に 2 本のケーブル（電源・通信）をめぐらせる計画であった。また、カメラの設置予定数は 32 台であった。空中にケーブルとカメラを設置するため、道路使用許可を区に申請した。当初、空中のケーブルは「景観をそこねる」との理由で、許可は下りなかった。その間に、歌舞伎町の火災事件が発生した。最終的に、「暫定許可」がおりた。電源は街路灯からとり、通信は赤外線を利用することになり、空中にケーブルを張る必要はなくなった。

19 台のカメラは、通りの 85% を 24 時間、撮影している。カメラが設置されている街路灯には、カメラの稼働を告知するステッカーが貼ってあ

る。カメラの運用に関しては、「新宿中央通発展会 防犯カメラシステム運用規定」が作成されている。画像は7日間保存されているが、パスワードを入れないと、画像化されない。カメラ管理委員会会長と中央通発展会会長の2名だけがパスワードを知っている。犯罪捜査に必要な場合は、条件つきで警察に協力することもあるが、これまで断った例もある。プライバシーの保護に関するクレームはこれまで寄せられたことがない。

この事例では、カメラは区道上に設置された。区道の管理者は、新宿区である。現状ではカメラ設置をコントロールする方法は、道路使用許可以外にない。カメラ撮影することの是非について区から直接疑問を示されることはなかった。発展会では、カメラ管理委員会を組織し、自主規定を設けている。しかし、カメラ運用に関して基本的にはカメラ設置者の良識に依存している状況である。防犯・監視カメラの導入の是非については議論の余地はあると思われる。しかし、中央通りのように、全国から不特定多数の客が出入りしている地域では、落書きをする側にボランティア活動の努力や善意を示して、抑止力とするという手法は通用しないと思われる。

発展会がカメラ設置を選択したことには、次のような背景もある。発展会会長のOさんは、「安全」はこれからは利益につながると言う。安全な通りという信頼を確保すれば、テナント料を他の通りより高く設定しても、借り手がつく。新宿でも他の通りには、空きテナントがあるが、中央通りでは空きテナントはない。商店会の役目は営業支援である。カメラが設置されていることについて、「カメラが見守る安全なまち」として広報していくたい、と言う。落書き問題がきっかけとなって導入された防犯・監視カメラの設置は、安全性も商品価値にして、他の商店街との差異化をはかることで生き残りをめざす戦略へと展開しているのである。

7. むすび

3つの事例によって、落書き問題への対応について考察してきた。岡山

県の例をみると、罰則規定があっても、条例制定だけでは、抑止効果はなかった。地方都市のように都市規模が大きくないところでは、当該地域集団所属ではない人々の登場が、ボランティアの動員、マスメディアの報道効果と連動して、抑止力として一定の効果をおさめている。人々の生活圏が一定の地理的範囲におさまる地方都市においては、地域メディアによる報道が抑止力形成の媒介として機能するという状況をみるこができた。またボランタリーな消去活動が成立する背景として、その地域の社会運動の経験という潜在的資源や、労働組合の存在などが、重要であることも明らかとなった。

また一方、落書き問題が公共の空間で議論されるイッシュとして登場した背景には政治的要因が絡んでいた。大田原市の例では、市長がうち出した独自の方針が議論を喚起した。混乱した状況も生じたが、企業との政治的回路を通して、議論を収束させた。また、岡山県でも条例制定にあたっては、知事の強い意向という政治的要因がはたらいた。落書きは空間に目に見えるかたちで刻印される。政治家にとっては放置したままにしておくのが政治的にマイナスとなる場合もある。落書きが政治的な場に登場する状況の一端についても、本稿ではふれることができた。

地方都市とは異なって、大都市・東京の中心市街地では、監視カメラによって抑止力を効かせる方法をとっていた。この事例から監視カメラ設置に関して、当該空間に設置することが本当にふさわしいかどうかを検討するシステムや、法整備が不備であることもあきらかとなった。落書き問題に苦慮する商店会の状況は理解できるが、安いなカメラ設置や、設置者の良識のみに依存しているような現在の在り方は疑問である。

最後に地域共同管理の視点から、落書き問題が示唆するものについて整理しておこう。中田の地域共同管理論が、管理の主体として着目していたのは、町内会・自治会であった。落書きというリスクに対しては、近隣の地域に形成されていた落書き問題に関心を持つ人々のネットワークや労働組合が問題を解決し、管理能力を発揮していた。また、地元の地域メディ

アの役割も重要であった。このように当該町内会・自治会とは異なる組織やネットワーク、マスメディアが地域共同管理の担い手として参加している状況を確認できた。落書きは放置したままでよいのか、なんらかの対策をとるべきなのか、定型化された社会的対応が定まっていないタイプのリスクである。あいまいさを含んだリスクであるが故に、関心を示し、関与する人々のタイプも多様になる傾向がある。どの程度、多様な人々を含んで構成されている地域であるかという、それぞれの地域の条件によって、対応に違いが生じてくるように思われる。地域共同管理の在り方について考察する場合、それぞれの地域社会が直面するリスクの特徴と、地域共同管理に参加する担い手の登場を可能にするそれぞれの地域の条件について、検討することが必要と思われる。

(受理日：2002年9月19日)

註

- 1) 例えは、広島県呉市条例第7号「呉市ポイ捨て等防止に関する条例」(1995年10月施行)、東京都練馬区条例第36号「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」(1997年7月施行)、東京都渋谷区条例第41号「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」(1998年4月施行)。
- 2) 上記の条例のうち、呉市条例では、落書き禁止規定違反は、罰金1万円である。渋谷区条例では、落書き禁止規定違反は、罰金2万円以下である。
- 3) 岡山県条例では、落書き禁止規定違反は、罰金5万円以下である。上記の呉市条例、渋谷区条例とくらべて、より厳しい罰則規定になっていると言えよう。
- 4) 上記の1)の各条例に記された「落書き」の定義を参照した。
- 5) 落書き調査隊による「落書き調査実態報告」による。
- 6) 岡山ガーディアンズ、岡山ロータリークラブなど。
- 7) 「落書き調査実態報告」による。
- 8) 「落書き調査実態報告」と、Eさんへのインタビューによる。

参考文献

- Austin, Joe, 2001, *Taking the train : how graffiti art became an urban crisis in New York*, Columbia University Press.
- DeMusik Inter., 2002, 『音の力 ストリートをとりもどせ』, インパクト出版会.
- Ferreii, Jef, 1993, *Crimes of style : urban graffiti and the politics of criminality*, Northeastern University Press.
- Henkin, David, 1998, *City reading : written word and public spaces in antebellum New York*, Columbia University Press.
- Macdonald, Nancy, 2001, *The graffiti subculture : youth masculinity and identity in London and New York*, Palgrave.
- 中田 実, 1993, 『地域共同管理の社会学』, 東信堂.
- 野上 元, 1997, 「<落書き>資料の想像力—特高警察による戦時期日本社会の解説」『年報社会学論集』第 10 号 : 133-144, 関東社会学会.
- 能勢理子, 2000, 『ニューヨーク・グラフィティ』, グラフィック社.
- 小倉利丸編, 2001, 『監視社会とプライバシー』, インパクト出版会.
- 岡山県環境政策課, 2002, 「平成 13 年度 落書き被害状況（ハザード）マップ」（岡山エリア, 倉敷エリア, 津山エリア）
- Phillips, Susan, 1999, *Wallbangin' : graffiti and gangs in L.A.*, University of Chicago Press.
- 酒井隆史, 2002, 「タギングの奇蹟」『現代思想』(2002 年 5 月号, 特集 : 公共圏の発見), 青土社 : 52-71.
- 鈴木裕之, 2000, 『ストリートの歌』, 世界思想社.